

平成28年度包括外部監査の結果・意見に基づき講じた措置の状況

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
1	意見	県信用保証協会における保証態勢	県は、確認事例から導き出される以下の事項を中心に、県信用保証協会の保証態勢に関するモニタリングの一層の充実・強化を図ることが必要である。 (1)経営実態をより踏まえた審査の実施 (2)創業支援資金保証先等へのコンサルティング機能の発揮	21	措置済	平成29年度	意見を踏まえ、県による保証料補助金検査の際に確認する視点に加えて、必要な措置が講じられているか確認していく。また、創業後の経営面での支援にあたっては、経営支援機関連絡会(サポネットぎふ)等の更なる活用や専門家等との連携を図って取り組んでいく。	商業・金融課
2	意見	観光事業の整理	県では、プロジェクトと、プロジェクトの目的を達成するために実施される事業を体系化し、上記のプロジェクトの成果指標を設けて成果把握を行っている。 各事業について各々の成果を把握しているが、各事業の成果のプロジェクト全体の成果に対する貢献度が明確にされていない。 観光事業における、各事業の成果とプロジェクトの成果目標との関係性を明示するよう検討されたい。	23	措置済	平成29年度	県では、28年度末に改定した『県成長・雇用戦略2017』の重要プロジェクトの一つに「観光産業の基幹産業化プロジェクト」を掲げ、2020年度までの方向性、目標、主な取組をまとめたところ。 個々の事業について本プロジェクトへの貢献度を明確にすることは困難であるが、今後、プロジェクト全体の進捗状況は、成長雇用戦略意見交換会にて、主な取組に紐づけている事業の進捗等について意見等をいただき、事業内容の精査、見直し等を図りながら、本プロジェクトの確実な目標達成に向け取り組んでいく。	観光企画課
3	意見	成長・雇用戦略に基づく施設再編の管理体制	持続可能な財政運営のためには、大規模な施設の新設と既存施設の廃止について経済的・効率的な意思決定を適時に行う必要がある。そのため、施設再編にあたっては、意思決定と並行して、種々の選択肢において発生する経費を見積ったうえで、他の部署を含めて既存施設の利用の方向性を検討することとされたい。	27	措置済	平成30年度	利用計画・方針、また、改修時等における経費の算定等について、施設ごとに細やかに検討するよう担当課含め周知した。	商工政策課
4	意見	補助金額への指標達成度の反映(岐阜県中小企業団体中央会補助金関係)	目標の達成度を示す指標について実績値が目標値を著しく下回った場合でも、補助金額は中央会の給与規定に基づき積算された額と交付税単価に基づき積算した額のうち、低い方の額で算定されるため、事業成果は補助金額に見合ったものとはいえない。最低限達成すべき目標数値を設定し、実績が下回った場合に補助金額を引き下げ、一定の成果を確保する仕組みを検討することが望ましい。	31	措置済	平成30年度	職員の給与については、その職責、業務内容、人事評価に基づき設定され支給されているものであり、相当する必要最低限の額を補助しているものであるが、事業成果を高めるために改善できる部分がないか事業評価によるPDCAを行っている。	商工政策課
5	意見	補助金額への指標達成度の反映(商工会及び商工会議所補助金関係)	目標の達成度を示す指標について実績値が目標値を著しく下回った場合でも、補助金額は国の交付税単価を基準に算定されるため、その場合の事業成果は補助金額に見合ったものとはいえない。最低限達成すべき目標数値を設定し、実績が下回った場合に補助金額を引き下げ、一定の成果を確保する仕組みを検討することが望ましい。	33	措置済	平成30年度	職員の給与については、その職責、業務内容、人事評価に基づき設定され支給されているものであり、相当する必要最低限の額を補助しているものであるが、事業成果を高めるために改善できる部分がないか事業評価によるPDCAを行っている。	商工政策課
6	意見	指標名及び目標	指標名が名簿記載人数となっているが、名簿上の人数が増加しても会議や懇親会が実施されなければ事業費が有効に活用されていないことになるため、指標名を有識者会議・ぎふ輝く女性ネットワークの会合・ぎふ女性経営者懇談会の開催回数及び出席者数に変更することが望ましい。	35	措置済	平成30年度	「ぎふ輝く女性ネットワーク」については、現在、子ども・女性局の事業周知協力等を活動内容の主としているため、会合の開催に関する指標を設定することはせず、平成30年度においては予算及び指標自体を削除した。「有識者会議」「ぎふ女性経営者懇談会」については、必要の都度開催するものであり、定量的な指標で表すことができない。	商工政策課
7	意見	今後の利用方法	共同管理者である岐阜市と協議を進めながら、今後、老朽化が進んだ場合の大規模な建て替え工事の実施、代替的施設の使用等の方向性を早急に決定することが望ましい。	37	実施中		平成30年度に劣化診断調査を行った結果、今後、岐阜産業会館を維持・運営していくには、多大な改修整備費用が必要であることが判明した。調査結果を踏まえ、産業会館を廃止する方針を決定し、県・市各議会において説明。廃止後の跡地の利用法については岐阜市と協議中。	商工政策課
8	意見	指標名及び目標	ライブラリー図書及びDVD貸し出し数が指標名及び目標に設定されているが、事業費の中に調査研究事業費も含まれているため、ヒアリング調査回数や成果を中小企業に情報提供した回数を指標名及び目標に加えることが望ましい。	40	措置済	平成30年度	平成30年度当初予算要求から指標名及び目標に企業訪問数を追加し、調査研究事業の計画及び実績の妥当性についても評価した。	商工政策課
9	指摘	岐阜県中小企業資金融資状況報告書の確認状況	岐阜県中小企業資金融資状況報告書について、県制度融資の申込み先窓口の金融機関から、もれなく報告を受けているかを検証したところ、ある金融機関からは報告を受けていなかった。県管理データ上、新規融資がなければ報告を求めないとのことであるが、預託金の計算を正確に行うため、「岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱」に基づき、毎月の報告を、もれなく受け確認すべきである。	44	措置済	平成29年度	要綱に基づき、全ての預託先金融機関より報告を受けるよう徹底し、県信用保証協会からのデータと併せて突合しながら、預託金の正確な把握に努めている。	商業・金融課

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
10	意見	岐阜県制度融資の認知度の測定方法	中小企業制度融資貸付金の融資制度の周知状況をモニタリングしていくためには、毎年、全回答者に対して直截的に質問し、回答をモニタリングすることが望ましい。	44	措置済	平成29年度	県制度融資の認知度を把握できるよう、岐阜県中小企業団体中央会、岐阜県商工会連合会会員へのアンケート内容を精査し、見直しを図った。	商業・金融課
11	意見	岐阜県制度融資の認知度の向上	商業・金融課は、県制度融資の利用者である中小企業者との直接的な接点がないため、接点のある別の局や課の協力も仰ぎながら、中小企業者への直接的な制度の周知を図る活動にも力を入れていくことが望ましい。	20 45	措置済	平成29年度	今後は、部で設置した企業支援プロジェクトチームによる企業訪問の際に、直接、制度融資をご案内していくとともに、商工会の経営支援員等へのPRにより、更なる県制度融資の周知を図っていくこととした。	商業・金融課
12	意見	元気企業育成資金の利用率の向上	元気企業育成資金のうち「成長産業強化支援資金」は利用率が低調であるため、県が積極的に利用促進を働き掛け、その利用率を向上させる必要があると考える。	20 46	措置済	平成29年度	元気企業育成資金の一部のメニューの利用率が低調であることから、まずは県制度融資を十分知っていただけるよう、今後は、部で設置した企業支援プロジェクトチームによる企業訪問の際にご案内するとともに、商工会の経営支援員等へのPRにより、更なる県制度融資の周知を図っていくこととした。	商業・金融課
13	意見	県制度融資の繰上げ返済時の県の保証料補給金の支払	個々の契約における保証期間変更時の保証料金変動に対応した県保証協会への保証料補給を行うため、保証料補給金の支払方法の再検討や信用保証協会のシステム情報の活用等の検討等、事務処理の煩雑さの解消に向けた業務の見直しを行う必要があると考える。	53	措置済	令和2年度	当該業務の見直しには、全国の保証協会が共同出資しているセンターが開発したシステムを利用することが前提となるが、本県は財政負担を平準化するため、6年分割払いを行っており、一括払いを前提とした当該システムでは、平準化が維持できない。また、変更時に生じる多額の財政負担や年度による大幅な増減が生じることなどを総合的に判断した結果、見直しは行わないこととする。	商業・金融課
14	意見	建設設備強化事業貸付金の利用率の向上	建設業者の実態に即して、県内建設業者の建設機械の保有促進を有効に進める実効性のある制度に変更する必要があると考える。	55	措置済	平成29年度	建設業者に対して事業のPRに努めるとともに、貸付利率を1.70%に引き下げて、利用促進を努めている。 なお、中古機械の割賦販売について検討した結果、価格の査定が難しいことや瑕疵担保責任がとれないことから現状では見直しは困難と判断した。	商業・金融課
15	意見	保証審査時点の決算書	保証審査時点で確認している決算書がほぼ1年前の決算書で、融資先企業の直近の財政状態・経営成績に基づいた保証の判断ができていないと考えられる案件があった。融資先企業の直近の決算書を手直し、保証審査時点の融資先企業の実態に基づいた審査を行うことが必要であるとする。	78	措置済	平成29年度	県信用保証協会における保証先の稟議の進め方について同協会と協議し、今後は頂いた意見の観点にも留意して事務処理にあたる旨の方針を確認するとともに、県としても保証料補助金検査の機会に対応状況を確認していくこととした。	商業・金融課 (岐阜県信用保証協会)
16	意見	経営改善計画の妥当性の検討	経営改善計画の内容に不備が見受けられ、その計画の妥当性について疑義が残る案件があった。迅速な融資手続を優先するあまり経営改善計画の妥当性の検討が疎かになっている実情があるため、今後は経営改善計画の内容について十分に検討する必要があると考える。	78	措置済	平成29年度	県信用保証協会における保証先の稟議の進め方について同協会と協議し、今後は頂いた意見の観点にも留意して事務処理にあたる旨の方針を確認するとともに、県としても保証料補助金検査の機会に対応状況を確認していくこととした。	商業・金融課 (岐阜県信用保証協会)
17	意見	バンクミーティングへの参加	バンクミーティングは保証先の有用な情報を収集できる貴重な機会であるので、融資割合や事業の状況を問わず可能な限り参加することが望ましい。	78	措置済	平成29年度	県信用保証協会における保証先の稟議の進め方について同協会と協議し、今後は頂いた意見の観点にも留意して事務処理にあたる旨の方針を確認するとともに、県としても保証料補助金検査の機会に対応状況を確認していくこととした。	商業・金融課 (岐阜県信用保証協会)
18	意見	白色申告事業者の簿外債務の有無の検討	保証先が白色申告事業者の場合には、一般的に確定申告書の記載内容の信頼性が低い可能性は否定できないため、金融機関における簿外債務等の有無について、青色申告事業者より詳細に検討することが望ましい。	79	措置済	平成29年度	県信用保証協会における保証先の稟議の進め方について同協会と協議し、今後は頂いた意見の観点にも留意して事務処理にあたる旨の方針を確認するとともに、県としても保証料補助金検査の機会に対応状況を確認していくこととした。	商業・金融課 (岐阜県信用保証協会)
19	意見	非事業性負債の把握	保証先が個人事業主の場合には、事業性負債と非事業性負債は実質的には同一視でき、事業性以外の負債も事故発生の原因になりうると思われるため、審査の段階において可能な限り把握することが望ましい。	79	措置済	平成29年度	県信用保証協会における保証先の稟議の進め方について同協会と協議し、今後は頂いた意見の観点にも留意して事務処理にあたる旨の方針を確認するとともに、県としても保証料補助金検査の機会に対応状況を確認していくこととした。	商業・金融課 (岐阜県信用保証協会)

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
20	意見	条件変更依頼から事故報告までの判断過程の記録	条件変更依頼から一転して自己破産申立てに至る過程において、金融機関との折衝記録など、県信用保証協会による判断過程の記録が残されていない案件があった。今後の与信管理に役立つノウハウを蓄積するため、事故発生の経緯や判断過程を記録しておくことが望ましい。	79	措置済	平成29年度	県信用保証協会における保証先の稟議の進め方について同協会と協議し、今後は頂いた意見の観点にも留意して事務処理にあたる旨の方針を確認するとともに、県としても保証料補助金検査の機会に対応状況を確認していくこととした。	商業・金融課 (岐阜県信用保証協会)
21	意見	業績の見通しの確認	代位弁済に至った融資先の業績の見通しにおいて、1年の3分の2が終わった時点で前年を大幅に下回っているが、信用保証協会として追加資料の請求、ヒアリングの実施が見受けられない案件があった。合理的でないと考えられる事象については、心証を得るために追加で手続を実施する必要があると考える。	79	措置済	平成29年度	県信用保証協会における保証先の稟議の進め方について同協会と協議し、今後は頂いた意見の観点にも留意して事務処理にあたる旨の方針を確認するとともに、県としても保証料補助金検査の機会に対応状況を確認していくこととした。	商業・金融課 (岐阜県信用保証協会)
22	意見	急激な業績変化への対応	条件変更依頼の検討に際し、急激な売上の変化の理由について、信用保証協会として追加資料の請求、ヒアリングの実施が見受けられない案件があった。保証条件変更依頼の検討にあたって、会社の急激な業績変化の理由を把握することは必要であると考ええる。	79	措置済	平成29年度	県信用保証協会における保証先の稟議の進め方について同協会と協議し、今後は頂いた意見の観点にも留意して事務処理にあたる旨の方針を確認するとともに、県としても保証料補助金検査の機会に対応状況を確認していくこととした。	商業・金融課 (岐阜県信用保証協会)
23	意見	直近の業績入手	複数に及ぶ保証条件変更依頼に係る稟議決裁の際に、そのいずれも直近の決算数値を確認した証跡が見当たらない案件があった。決算見込みの数字又は直近月における合計残高試算表を入手して検討する必要があると考える。	80	措置済	平成29年度	県信用保証協会における保証先の稟議の進め方について同協会と協議し、今後は頂いた意見の観点にも留意して事務処理にあたる旨の方針を確認するとともに、県としても保証料補助金検査の機会に対応状況を確認していくこととした。	商業・金融課 (岐阜県信用保証協会)
24	意見	中長期的な視点に立った契約年数の設定	総合人材チャレンジセンター事業は、岐阜県成長・雇用戦略において、重要なプロジェクトの一つに位置づけられており、中長期的な事業であるため、運営する受託事業者は重要となると考えられる。よって中長期的な視点に立って業務を委託することが必要であり、複数年契約が適切であると考ええる。	25 82	措置済	平成30年度	新たに、企業の人材確保に関する総合支援拠点「中小企業総合人材確保センター」を立ち上げ、当該センターと一体的に事業を運営する体制を整備した。その際、「成長・雇用戦略」における事業目標の達成に向けて、中長期的に取り組むため、委託業務を平成30年度からの3年間の複数年契約とした。	産業人材課
25	意見	事業目的に整合した事業評価指標の設定	総合人材チャレンジセンター事業の現状の事業評価の指標は、総合人材チャレンジセンターの利用者と就職決定者を指標としているのみであり、本来の目的である雇用のミスマッチの解消と安定した雇用の確保との関連性が低いと考えられる。よって事業目的に即した事業評価の指標を明確にすることが必要と考える。	84	措置済	令和元年度	求職者支援に加えて、雇用のミスマッチ解消と安定した企業の人材確保のため、平成29年度に「中小企業総合人材確保センター」を立ち上げた。平成30年度より事業評価の指標として「個別支援実施企業における人材確保率」を設定したほか、定期的に外部有識者を交えた事業評価会議を実施している。	産業人材課
26	意見	事業拠点の検討	総合人材チャレンジセンターは、県下3拠点と出張所(関市)による展開を図っているとしているが、会場へのアクセスの利便性を考慮し、より多くの県内の未就職者が総合人材チャレンジセンター事業を利用する機会を提供できるように工夫することが重要と考えられるので、利用者のニーズに応じて柔軟に展開することを検討されたい。	84	措置済	平成29年度	29年度は、出張相談の開催方法を見直し、多くの住民に利用していただけるよう、市町主催のイベント等、求職者が集まる機会をとらえ、各地の会場にブース出展することとした。	産業人材課
27	意見	実績報告書の適切な検査	産経センターからプロフェッショナル人材センター事業に係る実績報告書として「公益財団法人岐阜県産業経済振興センター事業実績書」を入手している。委託業務仕様書の委託業務内容と当該実績報告書を確認した結果、プロフェッショナル人材の求人ニーズの取り繋ぎ、プロフェッショナル人材の定着に向けたフォローアップのサポートについて、実際に業務が履行されているか判断できない項目が存在していた。県は、実施状況や今後の改善策等についての報告を委託業者より徴求し、適切に評価する必要があると考える。	87	措置済	平成29年度	事業初年度の27年度は、12月スタートのため、取繋ぎ等の実績はなく、結果として活動状況の記載が不十分であったが、平成28年度は月次報告の書きぶりなどを受託者と調整し、より詳細の内容が把握できるよう改善を図った。	産業人材課
28	意見	運営交付金の金額の妥当性	【意見】運営交付金の金額の妥当性 県では、岐阜県インターンシップ推進協議会に対して毎年負担金を支出しているが、その算定根拠を明確にしたうえで、負担金の減額の必要性を含め、金額の妥当性について適時見直すことが必要であると考えられる。	90	措置済	平成29年度	29年度の予算要求にあたって、当協議会に次年度の活動に向け、受入企業や学生のニーズなどを踏まえた事業計画や規模等の見直しを確認し、官民負担のバランスも意識しながら、負担金額の見直しを図った。	産業人材課

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
29	意見	委託業者の選定方法	実践型インターンシップ事業について、一般価格競争入札により委託業者を選定しているが、県内企業の情報発信や県内中小企業へのインターン受入の提供を行う事業の内容から、事業者の規模や経験、提案内容を重視した選定を行うことが事業の実効性を高めるためには重要であり、単なる価格のみに重点を置いた選定は妥当ではないと考えられる。今後同様の状況が生じた場合には、一般公募型プロポーザル方式により委託業者を選定することが適切と考える。	93	措置済	平成29年度	当該事業は既に終了しているが、今後、同種の事業を実施する際には、意見のあったそれぞれの観点についても留意していく。	産業人材課
30	意見	事業の再実施の必要性	実践型インターンシップ事業の受託業者が契約を継続できないことが確定した後、一般競争入札で次順位の応募者が事業を契約することとなったが、効果的な事業実施の観点では実施時期が適切でなかった可能性がある。今後同様の状況が生じた場合には、事業の再実施の必要性を慎重に検討することが適切と考える。	94	措置済	平成29年度	当該事業は既に終了しているが、今後、同種の事業を実施する際には、意見のあったそれぞれの観点についても留意していく。	産業人材課
31	意見	事業と社会的ニーズのミスマッチ	近年の就職活動は、短期間でより多くの企業を訪問する傾向が強く、特定の企業に長時間を費やす傾向にはない。また、企業においても、特定の学生に対して、従業員を確保し時間を費やすことが難しく、就活対応でもより多くの人にアピールする方が効果的な人材の募集をかけることが可能になる傾向にある。実践型インターンシップ事業の実績からも、学生及び企業のニーズともマッチしているとはいえない状況にあると考えられる。当該事業は28年度は廃止されているが、今後同様の状況が生じた場合には、より早い段階で就職活動に対する社会のニーズの変化を把握し、事業継続の判断に生かすことが必要と考える。	94	措置済	平成29年度	当該事業は既に終了しているが、今後、同種の事業を実施する際には、意見のあったそれぞれの観点についても留意していく。	産業人材課
32	意見	中期的な支援体制の構築	障がい者の一般就労拡大は、県の成長・雇用戦略の中でも最重要プロジェクトとして取り上げており、障がい者チャレンジトレーニング事業の拡充と並行して、中期的にサポートできる体制を構築することが望ましい。	25 96	措置済	平成29年度	当該事業の受託者である「障がい者就業・生活支援センター」において、障がい者チャレンジトレーニング事業を修了した方をサポートしていくため、障がい者雇用開拓員等が、就職後の定着支援等に取り組んでいるところである。また、障がい者チャレンジトレーニング事業の受入れ企業から意見や要望等を集めるため、平成29年度から職場実習90日後アンケートを実施することとし、更なる制度の充実に努めていく。	労働雇用課
33	意見	企業誘致の推進のための制度設計	岐阜県企業誘致戦略の推進のため、集積区域に指定業種の企業が進出するよう企業立地促進事業補助金の設定の見直しや誘導するための方策を検討することが望ましい。	22 103	措置済	令和元年度	集積区域にあった地域未来投資促進法に基づく基本計画を下記4区域にそれぞれ策定し、国からの税制優遇などを受けられる体制を整え、指定業種が進出しやすい仕組みを構築した。 ・岐阜・西濃地域 … 食品関連産業 ・東濃・中濃地域 … 次世代自動車産業、リニア関連産業 ・岐阜・中濃地域 … 航空機関連産業 ・飛騨・郡上地域 … 医薬品関連産業、食品関連産業 なお、企業立地促進事業補助金は、区域に関わらず県全体で成長産業を誘致し、雇用・税源涵養につなげる目的で運用していることから、制度改正までは行わず、区域ごとに設置している協議会にて、上記の基本計画と合わせて補助制度を紹介し、集積区域で重点的に活用してもらえよう周知することで対応した。	企業誘致課
34	意見	グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会への負担金拠出割合	負担金拠出割合の変更が困難な場合には、グレーター・ナゴヤ地域へ進出した海外企業に対する内地への進出支援等の取組をより拡充することをグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会へ提言することが望ましい。	109	措置済	平成29年度	平成29年1月17日に、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会事務局（GNI事務局）に対し、2次投資に向けた取組の強化を提言し、これを踏まえ、GNI事務局の協力を得ながら、2次投資の促進を目的とした外資系企業や外国関係機関との面談を進めている。	企業誘致課
35	意見	目標の達成度を示す指標の設定	グレーター・ナゴヤ地域進出済み企業の岐阜県への2次投資を促すことを目的とした企業との面談件数等、目標の達成度を示す指標を設定することが望ましい。	110	措置済	平成29年度	平成29年度の目標を次のとおり設定し、取り組んでいる。 ・外資系企業との面談件数：年10件 ・2次投資セミナー、海外ミッション等への参加：年3回	企業誘致課

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
36	指摘	岐阜県科学技術振興センターへの立入検査結果の記載	本業務の実施状況に関する実地検査を行った際、指定管理者業務実施状況確認表に確認すべき内容を実施した結果を記載する必要があるが、平成28年度第1四半期において、防火管理者の選任について確認された結果を記載すべき適否の記載が無かったため、同確認表を適切に記入する必要がある。	114	措置済	平成29年度	平成28年度第2四半期立入検査(H28.9.9実施)以降は、指定管理者業務実施状況確認表の各項目の適否欄の記入漏れがないか確認を徹底している。	新産業・エネルギー振興課
37	意見	岐阜県科学技術振興センターへの立入検査結果の記載	次回の立入検査時の実施漏れを防ぐために、実施できなかった項目について確認事項として記載することが望ましい。	114	措置済	平成29年度	平成28年度第2四半期立入検査より、結果報告書に「次回確認事項」を記載するよう改め、以後も同様に実施している。	新産業・エネルギー振興課
38	意見	岐阜県科学技術振興センター運営協議会の開催	運営協議会の詳細を定めた「岐阜県科学技術振興センター運営協議会について」では、目的・組織・議長・会議・協議事項・事務局・運営協議会の期間は定められているが、開催頻度が定められていない。運営協議会を実効性のあるものにするために開催頻度を記載することが望ましい。	114	措置済	平成29年度	意見を踏まえ、年1回開催することを取り決め、指定管理者との平成29年度の協定書に反映させた。	新産業・エネルギー振興課
39	意見	産業技術センターと情報技術研究所の跡地利用	産業技術センターと情報技術研究所の跡地利用は未定であり、移転完了予定の平成31年6月頃を目途に、庁内外の関係機関と既存施設利用の方向性を示す予定とされている。大規模な施設の新設と既存施設の廃止についての意思決定に当たって保守管理費用及び撤去費用について留意すべきと考える。	119	実施中		保守管理費用及び撤去費用について留意しながら、以下のように対応中。 旧産業技術センター(笠松)の跡地については、庁内利用や市町村意向調査を通じ、跡地利用の方向性を検討中。なお土壌汚染の区域指定の告示がされているため、土壌汚染対策法に基づき、地下水モニタリング調査を実施中。跡地利用が決定するまでの間に発生する費用(保守管理費用及び地下水モニタリング調査費用)は、予算措置済み。 旧産業技術センター(美濃)の跡地については、美濃市が取得を希望しており、今年度中の売払いを予定している。また施設の解体については、現在、県が実施中である。 旧情報技術研究所の跡地については、労働雇用課所管の人材開発支援センターが、施設を活用中。	産業技術課
40	意見	指標名及び目標値	研究開発機器の実際の使用頻度を確認して研究開発機器等設備整備充実費が有効に使用されているか確認する必要があるため、研究開発機器の使用回数を指標名及び目標値にすることが望ましい。	120	措置済	平成29年度	購入した機器について、使用回数を指標とし、その有効性を確認することができるよう整備した。	産業技術課
41	意見	指標名及び目標値	試験研究機器の実際の使用頻度を確認して試験研究機関機器維持管理費が有効に使用されているか確認する必要があるため、試験研究機器の使用回数を指標名及び目標値に追加することが望ましい。	123	措置済	平成29年度	当事業における維持管理費は、緊急的に行う小修繕に対応する費用であるが、ご意見を踏まえ、研究機器の使用回数を指標として修繕を行うべきかを判断することとした。	産業技術課
42	意見	事業目的と事業内容の整合性	本事業の主目的である食品関連分野と航空関連分野では明らかに範囲が異なると考えられ、広範な事業を前提としているといえども、航空機組立実習室構築に係る整備案が本業務の調査に関連しているとは考えられない。そのため、事業目的から総合的に判断したとしても、支出内容が適切に執行されているとは判断できない。航空機組立実習室構築に係る整備案が必要と判断されるのであれば、別途予算を組んだうえで執行することが適切と考える。	125	措置済	平成29年度	本事業は、県試験研究機関の再編に向け、食品関連以外の分野にも広げて調査等をする事も想定したものであったが、事業名や主目的から執行内容の範囲に誤解を招いたことから、今後、同種の事業を行う際には、事業の目的や範囲を明確にして事業化するよう心掛ける。	産業技術課
43	指摘	「(仮称)清流エネルギー 水素ステーション(移動式水素供給設備)設置工事」の業者選定	燃料電池自動車普及促進事業費補助金の交付事業者は、「(仮称)清流エネルギー 水素ステーション(移動式水素供給設備)設置工事」を実施する業者を随意契約により選定し、入札等の報告書には随意契約にした理由が記載されているが、一般競争入札・指名競争入札が適さない理由の記載がない。他にも水素ステーションの設置業者はあるが、平成27年度中に水素ステーションの設置ができない見込みであったとのことであるため、それについても記載すべきであったと考える。	128	措置済	平成29年度	29年度においては、本件補助金の交付事業者が工事等を随意契約により行う際には、事前協議において、随意契約で行う理由について、一般競争や指名競争に適さない理由も含めて確認し、「随意契約時の選定理由書」に適切に記載するよう指導している。	新産業・エネルギー振興課

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
44	意見	「かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル推進事業費」の目的達成度を示す指標と実績	目標の達成度を示す指標を、「県内航空宇宙産業の製造品出荷額(億円)」としているが、県内航空宇宙産業の受注量に左右され、当該リニューアル推進事業費の効果とはいえないと考えられる。よって当来館者数を目標の達成度を示す指標とすることが望ましい。	130	措置済	平成29年度	事業の目標の達成度を示す指標について、航空宇宙博物館入館者数に変更した。	航空宇宙産業課
45	意見	補助事業経費の配分変更	かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル事業費補助金の変更申請の審査において、基本計画・展示に関する経費について、減少の理由の記載がない。補助事業費の配分変更の内容の妥当性を適切に踏まえて承認したことを書面に残すことが望ましい。	131	措置済	平成29年度	意見を踏まえ、基本計画・展示に関する経費について減少した理由についても記録として変更承認書類に添付した。	航空宇宙産業課
46	意見	コーディネーター設置事業における相談内容	一般的な情報の提供のためにその都度企業まで出張している相談実績がいくつか見られた。情報提供の方法を検討することにより、より経済的に事業を実施できるものとする。	136	措置済	平成29年度	コーディネーターは、国及び県などの中小企業支援情報を集め、ワンストップサービスで提供し、さらに企業を訪問し現在ある制度の情報提供をしながら企業が抱える問題に対面し、解決していくことが主要な役割となっている。その上で、意見を踏まえた経済的な提供方法にも意識し、取り組んでいく。	産業技術課
47	意見	効果測定	地域中小企業等知的財産活用支援事業の効果測定値として、絶対値としての人数や件数により効果測定をしているとのことであったが、費やした事業費に対して、利用者数等の指標が十分だったのが客観的に判断できないので、効果測定には過年度実績との比較が有用であるとする。	138	措置済	平成29年度	当該事業の効果測定にあたっては、各指標を過年度実績との比較も交えて評価していく。	産業技術課
48	指摘	物品帳簿のメンテナンス	管理替えされた備品について、前所属と重複して不用決定の手続きがとられていた。物品帳簿の様式で表示されない部分についても現物実査時に異常事項がないかを確認するとともに、他の課から物品の管理を引き継ぐ際に物品処分の手続きを進めていないかどうかを確認すべきである。	140	措置済	平成29年度	今回の不備を踏まえ、今後、物品の現物実査にあたっては、出力する物品帳簿の様式で表示されない部分を含めて異常事項がないかを確認すること、他の所属から物品の管理を引き継ぐ際に物品処分の手続きを進めていないかどうかを確認することを、改めて課内で周知徹底を図った。	航空宇宙産業課
49	意見	事業の実現性・継続性の確認	岐阜県IoTマネジメント人材育成事業委託業務の委託業者決定の評価項目「事業の実現性、継続性」の評価基準である「具体的な事業、サービスの目標の明確化、実現性」「事業終了後の事業の継続性、企業の成長」の確認には、将来計画としての売上・利益の数値確認及びその妥当性の検討が必要であると考えられるが、それらを検討した証跡は確認できなかった。事業の実現性・継続性の確認のために、将来計画としての売上・利益の数値確認及びその妥当性を検討する必要があるとする。	142	措置済	平成29年度	当該事業は既に終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、意見のあった観点について留意していく。	産業技術課
50	意見	雇用者の確保、活用及び雇用の継続	委託業者決定の評価項目「雇用者の確保、活用及び雇用の継続」の評価基準として、「雇用者確保の見通し」、「事業での、雇用者の活用」、「事業実施後の雇用継続」が挙げられている。これらについて委託業務先の将来計画を入手しその合理性を検証することが望ましい。	142	措置済	平成29年度	当該事業は既に終了しているが、今後、同種の事業を実施する場合は、意見のあった観点について留意していく。	産業技術課
51	意見	固定資産等の実査要領の整備	公益財団法人ソフトピアジャパン会計処理規程第74条以外に固定資産等の実査方法を定めたものはないが、各課の固定資産等の実査水準を揃えるために、固定資産等の実査要領を整備すべきとする。	150	措置済	平成29年度	「公益財団法人ソフトピアジャパン固定資産等実査実施要領」を整備し、現物実査を行っている。	産業技術課（公益財団法人ソフトピアジャパン）
52	意見	支出予算書と実績支出額の乖離	ITものづくり等推進支援事業費補助金が交付された技術研究開発事業の一つで、人件費の実績と予算に著しい乖離が見受けられた。交付決定した補助金対象事業が適切に実施されたかを確認するために、説明資料を徴求し、乖離理由を十分に把握することが望ましい。	152	措置済	平成29年度	補助事業者から、乖離理由の説明及び資料の提出を求め確認した結果、研究成果が想定と大きく乖離したことを受け、量産開始を見送ったことに伴い、量産準備で見込んでいた人件費等が必要なくなったことが要因であった。事業そのものは適切に行われたことを確認している。 平成28年度事業分からは、乖離を把握した時点で財団内での情報共有を行った上で、実績報告書等において乖離理由を詳細に記載するよう求めている。	産業技術課（公益財団法人ソフトピアジャパン）

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
53	意見	随意契約をすることができる理由	ぎふネットショップマスターズ倶楽部運営委託業務を随意契約しているが、随意契約の理由として誤解を生まない適切な表現をすべきと考える。	154	措置済	平成28年度	随意契約は例外的な契約形態であることを踏まえ十分に理由を精査することとし、競争入札や公募型プロポーザル方式など透明性、競争性の高い契約形態を選択するよう努めている。	産業技術課（公益財団法人ソフトピアジャパン）
54	意見	中長期の達成目標の設定	公益財団法人ソフトピアジャパンでは、「新サービス創出」、「人材育成」、「産業高度化」によるプロジェクト事業を推進し、県の成長・雇用戦略の一層の推進を図っており、各々のプロジェクト単位で年度の取組み結果が詳細に把握されているが、この3つの機能に沿った中長期の達成目標が設定されていないため、各々のプロジェクト事業の進捗度が年度ごとでしか把握されていない。ソフトピアジャパンで実施されるプロジェクト事業は、長期的な観点で実施される事業が多いため、中長期の期間での達成目標を設定し、年度ごとに進捗状況を確認することが望ましい。	156	措置済	平成29年度	平成29年から32年までの4年間を計画期間とする中期目標を策定し、平成29年3月の理事会で承認を得た。今後、年度ごとに進捗状況を理事会に報告し、承認を受けることとした。	産業技術課（公益財団法人ソフトピアジャパン）
55	意見	成功事例の活用	ソフトピアジャパンエリアの入居企業に対する成功事例の紹介を行い、県内IT企業の活性化に繋がる取組みを引き続き検討されたい。	157	措置済	平成30年度	ソフトピアジャパンエリアの入居企業に対するビジネスマッチング等の支援事例と成果を、(公財)ソフトピアジャパンのホームページに公開した。	産業技術課（公益財団法人ソフトピアジャパン）
56	指摘	取締役会の開催期間	株式会社バイ・アール・テクノセンターの取締役会は、3箇月に1回以上の開催がなされていない場合があるため、会社法に定められた取締役会の開催頻度を遵守されたい。	163	措置済	平成29年度	指摘について社内に報告し、今後このようなことが発生しないよう、改めて法令遵守の徹底を図った。	新産業・エネルギー振興課（株式会社バイ・アール・テクノセンター）
57	指摘	監査役会規則の改正漏れ	平成26年に会社法が改正されたが、監査役会規則が現時点では改正されていなかった。会社法の改正があった場合、会社内の規程類を適時に見直す必要がある。	163	措置済	平成29年度	社内規則の改正漏れの指摘について社内に報告し、監査役会規則を平成29年6月の監査役会で所要の改正を済ませた。	新産業・エネルギー振興課（株式会社バイ・アール・テクノセンター）
58	指摘	平成27年度末の有価証券の過小計上	「金融商品会計に関する実務指針」では、金融資産が市場で取引され、そこで成立している価格があれば、原則として当該金融資産には時価として「市場価格に基づく価格」を付さなければならないこと、店頭において取引されている金融資産の市場価格は、公正な価格を提供するため複数の店頭市場の情報を収集し、提供することを目的として組織化された業界団体（例えば日本証券業協会）が公表する価格とすることと記載されており、平成27年度末の有価証券について、本来適用すべき公社債店頭売買参考統計値で時価評価を行った場合、現在の貸借対照表価格は過小計上となる。保有する有価証券の計上価格について、決算仕訳を含む会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って適切に行う必要がある。	164	措置済	平成29年度	指摘のあった保有する有価証券の計上価格については、平成28年度決算より、公社債店頭売買参考統計値で時価を計算し、会計基準に則り、適切に処理した。	新産業・エネルギー振興課（株式会社バイ・アール・テクノセンター）
59	意見	手元資金の使途の明確化	有価証券で運用されている株式会社バイ・アール・テクノセンターの手元資金について、大規模修繕計画の策定や修繕積立金の設定による使途の明確化を検討することが望ましい。	165	措置済	平成30年度	入居する施設の修繕は平成30年3月に県が策定した「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、県が行うこととなっている。その際、株式会社バイ・アール・テクノセンターは負担金を支出することとなっているが、手元資金を原資として修繕を行うよう整理した。	新産業・エネルギー振興課（株式会社バイ・アール・テクノセンター）
60	指摘	固定資産の処分手続	固定資産の処分手続について株式会社バイ・アール・テクノセンター経理規程第26条に対応する手続が実施されていないため、規程に定めている手続を実施すべきである。	166	措置済	平成29年度	指摘について社内に報告し、固定資産の処分案件が発生した場合は、経理規程第26条に対応する手続きの漏れがないよう、改めて周知を図った。	新産業・エネルギー振興課（株式会社バイ・アール・テクノセンター）
61	指摘	固定資産の棚卸手続	株式会社バイ・アール・テクノセンター経理規程第27条に対応する手続が実施されていないため、規程に定めている手続を実施すべきである。	166	措置済	平成29年度	指摘について社内に報告し、次回の棚卸（平成30年3月予定）において、経理規程第27条に係る手続きの漏れが生じないように、改めて周知を図った。	新産業・エネルギー振興課（株式会社バイ・アール・テクノセンター）

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
62	指摘	繰延資産の範囲	繰延資産については会社法に具体的な規定はないので、株式会社ブイ・アール・テクノセンター経理規程上、「会社法に規程のあるものをいう。」は適切ではなく、「財務諸表等規則に規定のあるものをいう。」が適切であると考えます。	167	措置済	平成30年度	平成29年9月26日開催の取締役会において、経理規程の改正を決定し、同日付けで改正した。	新産業・エネルギー振興課（株式会社ブイ・アール・テクノセンター）
63	意見	業務の受託の可否検討	システムに関する受注案件について、案件ごとに正確に利益が出るかを検討したうえで、業務の受託の可否を検討することが望ましい。	168	措置済	平成29年度	意見を踏まえ、必要に応じて会計士と相談しながら、案件ごとに適切に経費を見積もることに心掛けていく。	新産業・エネルギー振興課（株式会社ブイ・アール・テクノセンター）
64	指摘	公式サイトの記事誤り	株式会社ブイ・アール・テクノセンターの公式サイトを閲覧したところ、表記が数年前の古いままとなっているところがあった（2箇所）ので、当該施設の利用を想定する閲覧者が適切に意思決定できるよう、適時に更新する必要がある。	169	措置済	平成29年度	指摘箇所は直ちに修正し、以後、随時更新を行っている。	新産業・エネルギー振興課（株式会社ブイ・アール・テクノセンター）
65	意見	学生寮運営の経済合理性の検討	情報科学芸術大学院大学の学生寮の取得価格は約7億円にのぼり、その運営には寮費の滞納管理も含め、運営コストも発生する。大垣市という土地柄、民間経営のマンションやアパートは十分に供給されており、家賃相場も割高ではないと考えられる。学生寮が老朽化し大型修繕や建替えを行うまでに、寮運営を継続することの経済合理性を検討することが適切である。	174	措置済	平成30年度	学生相互の交流が、領域横断的な修学・研究に極めて有益であることから、引き続き学生寮の運営を行うが、必要性や経済的合理性を定期的に検証していくこととし、中期経営計画に明記した。	情報科学芸術大学院大学
66	指摘	蔵書点検要領の整備	情報科学芸術大学院大学附属図書館の蔵書点検については担当者レベルの引き継ぎ文書があるのみで、点検要領はないため蔵書の点検要領を整備すべきと考えます。	174	措置済	平成29年度	指摘を踏まえ、蔵書点検の実施水準を一定に保てるよう、点検の頻度や手続等を定めた取扱要領を新たに整備し、運用をはじめた。	情報科学芸術大学院大学
67	意見	前回からの不明分の除籍	情報科学芸術大学院大学附属図書館の蔵書点検の所在不明確認で図書を除籍を慎重に行うために、「3回の蔵書点検で所蔵不明が確認された後、1年を経過したもの」について除籍を検討するといったように、取扱要領の改訂を検討することが望ましい。	175	措置済	平成29年度	バーコードの読み取りエラー等、貸出時の未処理等による所在不明を避けるため、意見を踏まえ、点検の頻度や手続等を定めた取扱要領を新たに整備し、3回の蔵書点検で所蔵不明が確認されたものを除籍することとした。	情報科学芸術大学院大学
68	意見	研究費等の不正リスクへの対応	共同研究や科学研究費補助金等の獲得、同窓会の発足などに伴い、周辺会計にかかる不正が発生するリスクが高まることが想定される。情報科学芸術大学院大学ではすでに文科省の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく定めを整備しているが、引き続き経常的にそれに則り運用するとともに、同窓会の運営と学校運営を厳密に区分したうえで、関与のあり方について整理することが適切と考えます。	176	措置済	平成29年度	いただいたご意見のとおり、今後もガイドラインに基づいた運営を厳守する。また、同窓会が発足した際には、IAMASは関与しない方針とした。	情報科学芸術大学院大学
69	意見	中期経営計画の策定及び外部への発信	情報科学芸術大学院大学は今後も継続的に県税により運営していくことについて県民のコンセンサスを得る観点から、中期経営計画を策定し、存在意義や取組みについても公式サイト等により外部に向けて発信することが適切と考えます。	176	措置済	平成30年度	中期経営計画を平成29年度に作成し、併せて公式ホームページにより広く周知した。	情報科学芸術大学院大学
70	意見	遊休化した施設の財産区分	情報科学芸術大学院大学の旧キャンパスの土地・建物について、当初の行政財産としての用途がなくなっており、次の利活用法を検討していることから、移転時において普通財産に転用すべきものと考えます。	176	今後対応		行政財産として利活用するか、普通財産として売却、貸付を行うか等の方針が決定していない状況であり、現在、転用時期やその後の跡地利用について大垣市と調整を行っている。方針が決定した段階で、必要に応じて用途廃止を行う。 なお、前回鑑定(H27.1)から時間が経過しているため、建物の解体費も含めた再鑑定を検討中である。	産業技術課
71	意見	商品開発実績報告書の記載内容	デザイン開発支援事業費補助金の商品開発実績報告書の記載事項に、新商品開発数、開発部門の新設といった具体的な取組内容及び開発した商品の販売が事業全体に及ぼす効果をもたらしたかの情報記載を求めることを検討されたい。	179	措置済	平成30年度	事業終了後5年間提出を求めている実績報告書の様式を変更した。この変更様式により新商品開発、販路開拓など新たな取組の報告を求めている。	地域産業課

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
72	意見	成功事例の活用	デザイン開発支援事業費補助金の採択プロジェクトに係る成功事例を紹介し、県内のモノづくり事業者のデザイン開発意欲がより高まる方策を検討されたい。	179	措置済	平成29年度	募集チラシに成功事例を掲載した。加えて、セミナーや岐阜県産業経済振興センターのホームページにおいても、成功事例を紹介することとした。	地域産業課
73	意見	展示会での物品販売	物品販売の機会を設けることにより、工芸品の良さをより広くPRすることができると考えられるため、展示会実施時における物品販売の機会を設けることについて、今後検討されることが望ましい。	182	措置済	令和元年度	展示会の際には、物品販売の機会が可能な会場を選定することとした。なお、物品販売が不可能な会場の場合は、チラシ等を配布し、物品販売の機会を設けるよう対応している。	地域産業課
74	意見	展示会でのアンケートの実施	来場者の意見を収集し、次回以降の展示会に活かしていくことは必要と考えられるため、来場者にアンケート記入をしてもらい次回以降の展示会に活かす方策を検討されたい。	184	措置済	令和元年度	すべての展示会場でアンケートを実施することとした。	地域産業課
75	意見	業務委託契約	THE GIFTS SHOPの外国語版と日本語版の案内リーフレットが別々の業務委託契約とされている。業務委託契約の内容も同質であることから、今後は1つの業務委託契約とすることで、契約コストの削減を図るよう検討されたい。	186	措置済	平成29年度	今後、外国語版と日本語版の案内リーフレットを同時期に発注する際は、1つの業務委託契約とすることとする。	地域産業課
76	意見	指定管理期間の設定	長期間での指定管理期間を設定することは、より長期的視野に立った施設運営を行えること、指定管理者選定に係る事務コストの削減も図れることから、セラミックパークMINOについて、5年程度の指定管理期間の導入を検討されたい。	195	措置済	平成29年度	団体を構成する3市と検討を行った結果、当該施設は県と地元3市による経費負担により運営されており、定期的に運営体制の確認を行う必要があるといった事情から3年間の適切という結論に至り、これまでと同様3年間とすることとした。	地域産業課(公益財団法人セラミックパーク美濃)
77	意見	活性化プランの目標設定	セラミックパークMINOの中長期計画である活性化プランの進捗を管理するため進捗管理表を作成し、各年度の進捗度を認識し、次年度の対策をより有効に実施するよう検討されたい。また、誘客や稼働状況など目標の数値化が可能なのは具体的な数値目標を設定することや、国際陶磁器フェスティバル美濃の開催年度と開催されない年度で各々目標設定することをあわせて検討されたい。	196	措置済	令和元年度	「セラミックパークMINO活性化プラン(第1期プラン)」について、平成28年度末から年度ごとに進捗を確認し、利用促進協議会へ報告、意見交換を行うことにより、次年度の取組みにつなげた。 また、第1期プランの結果を踏まえ、平成30年9月に策定した第2期活性化プランにおいては、貸館施設稼働率とショップの販売金額について、新たに数値目標を設定することとした。 さらに、「稼働率」と「ショップ販売額」の双方について、国際陶磁器フェスティバル美濃の開催年度とそれ以外の年度を考慮した目標設定を行った。	地域産業課(公益財団法人セラミックパーク美濃)
78	意見	利用料金の算定の見直し	セラミックパークMINOの貸出施設の利用料金が過去に決定された金額から見直されておらず、利用料金設定時の予定稼働率と現状の稼働率に差が生じていることから現在の稼働率を前提とした利用料金の見直しが必要と考えられる。また、地域ごとの利用者割合を分析することで、現行の利用料金の妥当性を検証し、稼働率を高めるため、利用料金の見直しを検討する必要がある。	198	措置済	令和元年度	予定稼働率に比べ実稼働率が特に低い「展示ホール」「国際会議場」について、平成30年度の利用者アンケートにて地域ごとの利用者割合を分析したところ、東濃三市の利用者が半数以上、東濃三市を含む県内利用者が84%と大部分を占め、県外利用者を大きく上回った。 このうち、「国際会議場」の利用料金に関しては、「高い」が14.9%、「安い」が14.9%と拮抗し、とりわけ東濃三市の利用者において「高い」と答えた方が多かった。こうした中、値上げをすればさらに「高い」と受け止められ、利用機会が減る可能性がある。 また、「展示ホール」に関しては「安い」が25%、「普通」が75%であり、安いまたは妥当であるから利用をするケースが多いと想定される。こうした中、値上げをすれば「高い」と受け止められ、利用機会が減る可能性がある。 このため、利用料金の変更は行わず、稼働率向上に向けDM送付や戸別訪問などの営業活動を強化することとした。	地域産業課(公益財団法人セラミックパーク美濃)
79	意見	稼働率の算定方法	セラミックパークMINOの貸出施設の稼働率の算定は「稼働日数」÷「予定稼働日数」で算定されているが、例えば午前みの利用であったとしても稼働日数は1日として算定されることになり、収支バランスを考えた場合に適切な算定方法とはない得ないので、稼働時間をベースに算定することで、より実態に近い算定管理を行うことが可能となると考える。	200	措置済	平成29年度	現在の午前・午後・夜間という貸出区分ごとの稼働率を算定することとし、実績報告を行うこととした。	地域産業課(公益財団法人セラミックパーク美濃)
80	意見	茶室の稼働率の向上	セラミックパークMINOの茶室の利用を増やすような関連イベントを企画することで、稼働率が低い施設を有効に利用できるように検討することが望まれる。	201	措置済	平成29年度	地元茶華道連盟と共同開催している月釜の参加者へのPRに力を入れるとともに、茶道部のある高校を調査し、4月に利用案内を郵送しPRに取り組んでいる。	地域産業課(公益財団法人セラミックパーク美濃)

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
81	意見	貸館の利用時間区分	貸館の利用時間区分ごとの稼働率を把握して利用実態をより正確に理解し、午後の利用区分を2区分にできないかを検討し、利用機会の拡大を図る取組みを実施されたい。	201	措置済	令和元年度	会議での利用機会が多い「イベントホール」「小会議室」利用者の平成30年度の利用形態を分析したところ、利用件数全221件のうち、午前のみ29件(13%)、午後のみ61件(28%)、夜間のみ20件(9%)、午前及び午後81件(37%)、午後及び夜間8件(4%)、終日22件(10%)となり、午後を含む時間区分での利用(172件、79%)が多いことが分かった。 このうち「午後」利用者の利用時間については、3時間を超える案件が8割であった。また、3時間以内の案件のうち、仮に午後を2区分(13:00-15:00及び15:00-17:00)に分けたとして、そのいずれか1区分のみで済ませられた案件は3%に過ぎなかった。 こうした検討を踏まえ、現状維持とするが、今後も、時間区分も含めより利用しやすい貸館システムとなるよう利用状況の把握に努める。	地域産業課(公益財団法人セラミックパーク美濃)
82	指摘	財産管理規程の整備	(公財)セラミックパーク美濃の物品管理については、会計処理規程上の固定資産に関する部分のみとなっており、費用計上された少額物品の管理が明確な規程なく運用されているので、会計上、固定資産に計上されない物品についても適切に管理がなされるよう財産管理規程を整備すべきである。	203	措置済	平成29年度	会計処理規程について、新たに第6章で物品に関する規定を整備し、「有形固定資産以外の物で、耐用年数1年以上、かつその取得価額が5万円以上で10万円未満の物」を「物品」と定め、適切に管理することとした。	地域産業課(公益財団法人セラミックパーク美濃)
83	意見	指定管理者の備品管理台帳の整備	(公財)セラミックパーク美濃の物品と県の貸与物品との区別を明確にするため、指定管理者である同法人においても備品管理台帳を整備することを検討されたい。	203	措置済	平成29年度	5万円以上の物品について備品管理台帳を作成し、備品シールを貼付した。	地域産業課(公益財団法人セラミックパーク美濃)
84	意見	備品管理	(公財)セラミックパーク美濃は、県が管理している貸付物品一覧表に記載ある所在場所で適切に物品を管理するよう備品管理の徹底をされたい。	204	措置済	平成29年度	直ちに、貸付物品一覧表記載の備品の所在場所を確認した。今後は、毎年行う現物実査の際に、所在場所の確認を行う。	地域産業課(公益財団法人セラミックパーク美濃)
85	指摘	現金出納帳の正確な帳簿記録	現金出納関連証憑と記録の照合を行った結果、売上資料及び銀行入金額と出納帳に記載されている売上記録及び入金記録に不一致が発見された。最終的な期末残高に影響はなかったが、正しい金額に修正する必要がある。適切な管理を行うため、現金出納帳の記録は正確に行う必要がある。	205	措置済	平成29年度	規程上は関連の帳簿は、随時照合する旨の記載にとどまっていたため、新たに要領を制定し、現金取扱時の手続きを具体的に定め、毎月、出納責任者が現金出納帳の記載事項を確認することとした。	地域産業課(公益財団法人セラミックパーク美濃)
86	指摘	現金実査	日次の現金保有残高について、現金実査表または金種表等の証憑が作成されていない状況であった。少なくとも月次単位で、帳簿残高と実際の現金残高を確認した記録を残しておくことが必要である。	205	措置済	平成29年度	毎月月末に帳簿残高と実際の現金残高の確認を行う際に、現金金種別表を作成し、記録を徹底するなど、管理体制を改めた。	地域産業課(公益財団法人セラミックパーク美濃)
87	指摘	陶芸作家展2015会場設営業務の随意契約	会計処理規程上、予定価格が100万円超の場合でも「その性質又は目的が競争入札に適さない契約をするとき」に該当する場合には随意契約が可能とされているが、陶芸作家展2015会場設営業務に係る随意契約の理由は、他の業者が当該業務を適切に遂行できない合理的に判断できる点に言及しているものではないことから、当該契約業務の性質又は目的が競争入札に適さないものとまではいえないと考えられる。	206	措置済	平成29年度	今後、予定価格が100万円超の場合、競争入札を徹底し、特段の事情がある場合にあっては随意契約とする理由を慎重に吟味する。なお、適切な会計処理を行うため、セラミックパーク美濃事務局次長を講師として、契約を中心とした会計全般の研修を職員全員に行った。また、事前のチェック表を作成し、上席者が契約前に確認する形に改めた。	地域産業課(公益財団法人セラミックパーク美濃)
88	意見	ローテーションの導入の検討	(公財)セラミックパーク美濃のプロパー職員は就職時と同じ業務に就いたままローテーションが行われておらず、業務分担が長期間にわたり固定されているので、職員のノウハウの蓄積、キャリアプランの形成及び不正防止の観点から、中長期的な課題としてプロパー職員について担当業務のローテーション導入を検討されたい。	206	措置済	令和元年度	昨年度以降、プロパー職員の業務をローテーションしている。	地域産業課(公益財団法人セラミックパーク美濃)
89	意見	館内サインの充実及びショップ店員の総合案内サービス	セラミックパークMINOの全館マップはエントランス付近の壁に掲示されているものの、実際のフロアを移動する過程では目立ったサインは設けられていないため、各フロアの案内サインを充実し、ショップ店員は「総合案内」係であることを名札やカード等により明示することが望ましい。	207	措置済	平成29年度	玄関他数箇所に案内表示を増設するとともに、ショップ店員の名札等に「総合案内」係の表示を加えた。	地域産業課(公益財団法人セラミックパーク美濃)

番号	区分	タイトル	結果及び意見の内容	掲載頁	進捗状況	措置報告年度	措置等の内容	担当所属
90	意見	業務委託契約	飛騨・美濃じまんPR推進事業において、米国の古戦場視察に関し、通訳手配業務と自動車手配業務の2つの契約が締結されていたが、同時期に必要な委託業務においては、可能な限り一体とすることで、事務手続の効率化を図られるよう検討されたい。	209	措置済	平成29年度	平成28年度より、事務手続きの効率化に向け、同時期に必要な委託業務については一体的に発注を行うように見直しを進めている。	観光企画課
91	意見	事業の効果測定	ターゲット別国内誘客推進事業について、3大都市圏ごとの県への宿泊者数等を目標数値として設置する等の方策を検討されたい。	211	措置済	平成29年度	本事業の目標として、県下の観光入込客数、宿泊者数、観光消費額を設定している中で、さらにプロモーション活動先別の目標を設定することについて検討したが、各都市圏ごとの宿泊者数及び観光消費額は数値が把握できないこと、また、観光入込客数の増減を直ちにプロモーション活動の成果と関連づけることは難しいことから、プロモーション活動先別の目標は設定しないこととした。	観光企画課
92	意見	観光情報の配布先	「道の駅ガイド」の配布先は、県内の設置協力店、関係団体及び愛知県内の設置協力店が主な配布先となっている。愛知県以外の隣県からの観光客の増加を図るため、配布先の範囲を広げること検討されたい。	212	措置済	平成29年度	「道の駅ガイド」について、三重県、滋賀県、長野県の道の駅へも配布した。	観光企画課
93	意見	アンケート結果の有効活用	観光PR・出展事業で収集したアンケート結果を、ターゲット別国内誘客推進事業においても有効活用し、双方の事業がより効果的に実施されることを検討されたい。	214	措置済	平成29年度	「ターゲット別国内誘客推進事業」によりプロモーションを実施する際、観光PR・出展事業で収集した情報を参考に、重点的にPRする観光地等を選定している。また、年間を通じてアンケート項目を統一することにより、さらなる活用を図ることとした。	観光企画課
94	意見	事業の効果測定	海外誘客推進事業及び欧州等戦略的外客誘致推進事業について、誘客ターゲット先としている海外からの県への宿泊者数等を目標数値として設置する等の方策を検討されたい。	216 217	措置済	平成29年度	頂いた意見について検討したが、①県への外国人観光客の更なる拡大を図るための旅行見本市への出展などによる誘客活動は、継続・集中的に一定期間年月をかけて実施した後に成果に繋がる場合が多く、事業の性質上直ぐに成果が現れにくいこと、②訪日客数は対象国の政情不安、円高による為替リスク、日本政府の観光施策などの影響を大きく受けること、③市場によっては単に客数を求めるのではなく、富裕層等付加価値の高い特定のセグメントをターゲットとする場合もあることから、国別の宿泊者数を目標とすることは困難と判断した。平成32年までに外国人延べ宿泊者数を150万人という目標に向けて取組みを加速させていく。	観光企画課